

# 野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年4月  
野 洲 市

## 目 次

はじめに	1
1 対策の目的、基本的な考え方及び留意点	3
2 発生時の被害想定	5
3 対策推進のための役割分担	6
4 行動計画における主要事項	8
5 発生段階	12
6 各段階における対策	17
未発生期	17
海外発生期	20
国内発生早期（県内未発生期）	22
県内発生早期	24
県内感染期	26
小康期	28
7 新型インフルエンザに関する各種業務一覧	29
参考資料	39

## はじめに

### (1) 新型インフルエンザ対策行動計画について

野洲市においては、発生が予想される高病原性鳥インフルエンザ由来（H5N1 亜型）の新型インフルエンザを想定して策定された国及び滋賀県（以下「県」という。）の行動計画に対応するべく、本市としてとるべき行動を取りまとめた「野洲市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成 21 年 9 月に策定した。

### (2) 新型インフルエンザ等対策別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっている。

また、未知の感染症である新感染症の中でも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このような中で、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成 24 年 4 月に制定され、平成 25 年 4 月に施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため制定されたものである。

平成 25 年 6 月に国の行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成され、その計画を受けて滋賀県でも平成 26 年 3 月に滋賀県行動計画（以下「県行動計画」という。）が作成された。

### (3) 市行動計画の作成

特措法第 8 条では、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成することが義務付けされている。

このことを受け、本市においても新型インフルエンザ等対策の実施に関する野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。

この行動計画の具体化に当たっては、市民をはじめ、県、近隣市町、医療関係機関との十分な相互理解と協力・連携が不可欠であり、今後、市行動計画に基づき、関係機関と連携して新型インフルエンザ等の情報の早期把握、医療体制の把握など、健康危機管理の観点から対策を充実し、健康被害とともに、社会的・経済的被害を最小限にとどめ、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康と生活を守り、安全・安心を確保していかなければならない。

#### (4) 市行動計画で定める事項

ここで定める事項は、特措法第8条において定められており、その内容は、概ね以下のとおりである。

1	市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
2	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
3	新型インフルエンザ等に関する情報の提供
4	市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
5	生活環境の保全その他市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

#### (5) 市行動計画における対象の感染症

市行動計画は、国、県が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

1	感染症法第6条第7項 新型インフルエンザ等感染症（以下、『新型インフルエンザ』という。）
2	感染症法第6条第9項 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。）

## 1 対策の目的、基本的な考え方及び留意点

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生の時期や地域、発生した場合の感染力、病原性の強さ、流行規模等を予測することは、現時点では困難であるが、新型インフルエンザが発生した場合は、周到な計画のもとに発生初期の段階で押さえ込むことにより、感染拡大を防止しなければならない。

このため、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関する重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じるものとする。

1	感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2	市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### (2) 基本的な考え方

市行動計画では、国・県の行動計画等を踏まえ、市が担うべき役割を示したうえで、本市の危機管理対策事案として、国、県及び関係機関と連携し、市民の協力のもとに全庁体制で取り組むものとする。

新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではなく、発生する態様も様々であると予測されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は随時見直し修正するものとする。

また、発生から流行が収まるまでの状況に応じて、野洲市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するとともに、市行動計画を基に総合的かつ効果的なバランスのとれた対策を講じていくものとする。

しかしながら、新型インフルエンザ等のまん延による社会的混乱を回避するためには、国や県、市、指定（地方）行政機関による対策だけでは限界があることから、事業者や市民一人ひとりが、日頃からの手洗いやうがいの励行、マスクの着用など、感染予防や拡大防止のため適切な行動や衛生対策が重要となってくる。

なお、発生段階ごとの対策等については後段にて述べる。

### (3) 実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、またその発生した時には、特措法や感染症法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づいて相互に連携協力し、次の点に留意しながら的確かつ迅速な新型インフルエンザ等対策の実施に万全を期すこととする。

#### ア 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等々、市民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

#### イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生した場合においても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### ウ 関係機関相互の連携協力の確保

政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、滋賀県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

**エ 記録の作成、保存**

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 2 発生時の被害想定

新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現するウイルスの病原性や感染力の強さに左右されることから、現時点でその流行の規模を予測することは困難である。

市行動計画では、国、県が示した行動計画に従い、発病率については人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定する。

県内、市域における流行規模については、国の推定値を県人口、草津保健所管内人口当りに換算して、医療機関を受診する患者数（上限値）、インフルエンザ重症度が中等度、重度の場合の死亡者数を推計する。

また、想定として、市人口は、約5.1万人（平成26年4月1日）、インフルエンザ流行の期間は約8週間、ライフラインは正常に機能するものとする。

これら推計、想定を基にした被害想定は、下表のとおりである。

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症する		同左		同左	
②発症者数	約3190万人		約35万人		約1.3万人	
③医療受診者数	約1,300～2,500万人		約14.4～27.6万人		約0.5～1万人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約200人	約800人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約70人	約250人
⑥最大入院患者数（1日当たり）	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約40人	約160人

また、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討、実施することとする。

なお、これら推計については、随時最新の科学的知見を踏まえて見直すこととし、実効性のある行動計画となるよう努めるものとする。

### 3 対策推進のための役割分担

#### (1) 市

市は、国、県の行動計画を踏まえて、市行動計画に基づき関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの発生段階の状況に応じて、市対策本部を設置し、適時適切かつ柔軟に対策を講じる。

また、市民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の市と緊密な連携を図るものとする。

#### (2) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（以下「WHO」という。）その他の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、国一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進めるものとする。

#### (3) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う。

また、市と緊密な連携を図り、市における対策を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町間の調整を行うとともに、近隣の県への協力要請や情報伝達の受渡しなどの支援を行う。

#### (4) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から地域医療体制の確保を図り、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### (5) 指定（地方）公共機関

指定公共機関とは、政令で定められた独立行政法人等公共的機関及び医療、医薬品等の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人であり、指定地方公共機関とは、指定公共機関以外で県内において県知事が指定するものをいう。

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策



を実施する責務を有する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

#### **(6) 登録事業者**

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象者となる医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務を行う県内事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### **(7) 一般の事業者**

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うよう努めるとともに、発生時には、感染防止の観点から可能な限り一部の事業を縮小することが望まれる。

特に、多数の者が集まる事業を行う場合については、感染防止のための措置を講ずるよう努める。

#### **(8) 市民**

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても実施しているマスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるため個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 4 市行動計画における主要事項

新型インフルエンザ等対策の主たる目的である、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するため、具体的な対策として、下記の5項目を掲げ、各項目の対策については発生段階ごとに記述するが、横断的な留意事項については次のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命、健康に被害を及ぼすほか、社会、経済活動の縮小、停滞を招く恐れがあることから、国、県、市及び事業者等が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが必要である。

このため、市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、関係部局との連携等について、発生したときに備えた準備を行う。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国、県における対応、要請等について情報を得るとともに、必要に応じて市対策本部を設置し、関係機関と連携、協力を図りつつ、各段階における対策を実施する。

なお、特措法に基づき、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を公示した場合においても、速やかに市対策本部を設置するものとする。

#### 【市対策本部組織体制】

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長 危機管理監
本部員	議会事務局長 総務部長 市民部次長 健康福祉部次長 環境経済部長 東消防署長 その他本部長が指名する市職員 政策調整部長 市民部長 健康福祉部長 都市建設部長 教育部長

### (2) 情報の収集と提供

新型インフルエンザ等に関する情報については、予防とまん延防止の観点から、関係機関と連携して発生段階に応じた情報の収集と提供を行い、市民や関係機関と情報の共有を行う。

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報等を医療機関、事業者及び市民に提供する。

特に、保育所や幼稚園、学校等は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局と連携して、児童、生徒等に対して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく必要がある。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、発生状況、対策の実施状況等を、迅速かつ分かりやすいかたちで提供することとする。

提供する情報の内容については、個人情報の保護や公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信

する必要も出てくる。

なお、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

### (3) まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、医療体制が対応可能な範囲内に収まることにもつながる。

個人における対策については、国内における発生初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等、感染症法に基づく措置を行うとともに、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県からの要請に基づき、市民等に対し必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策、職場対策については、個人における対策のほか、地域や職場における感染対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県からの要請に基づき、事業所等に対し必要に応じ、施設の使用制限等の要請を行うものとする。

### (4) 予防接種

#### ア ワクチンについて

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重傷者数を抑えるとともに、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会、経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されることから、この項目では新型インフルエンザに限って記述することとする。

#### イ 特定接種

##### (ア) 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象者は、次に掲げる者である。

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者（特措法第28条第1項第1号に定める業務に従事する者）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には市民接種よりも先に開始されるものである

ことを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性、公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性、公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。

具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護、福祉事業者が該当する。また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造、小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この考え方を踏まえ、国が示す登録事業者、公務員は、別添のとおりとする。

#### (イ) 特定接種の接種順位

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性、公共性を基準として、次に掲げる順を基本とする。

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定（地方）公共機関に指定されている事業者（介護福祉事業者を含む。）
- d c以外の事業者

#### (ウ) 特定接種に用いるワクチン

特定接種のワクチンについては、プレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や、亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### (エ) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

### ウ 市民に対する予防接種

#### (ア) 市民に対する予防接種

緊急事態宣言がされている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定される臨時の予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項に規定される臨時の予防接種（以下「新臨時接種」という。）を行うこととなる。

#### (イ) 市民に対する接種の接種順位

市民に対する接種の接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言

がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する必要がある（特措法第46条第2項）考え方や、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、あるいはこれらの考え方を併せた考え方もあることから、政府対策本部において総合的に判断し決定される。

(ウ) 市民に対する予防接種の接種体制

市民に対する予防接種については、市が実施主体として、原則、集団的接種により接種を実施することとなる。

このため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

エ 予防接種における留意点

危機管理事態における「特定接種」と「市民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供、国民生活、国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定される。

オ 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

**(5) 市民生活及び経済の安定の確保**

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患するとともに、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済への影響が最小限となるよう、国、県、市、医療機関等は、特措法や感染症法等に基づき、相互に連携を図りながら、事前に十分準備を行うことが重要である。

## 5 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府 r では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでの5つの発生段階に分類されている。

また、県行動計画では、発生する前から、海外での発生、県内での発生、まん延期を迎え小康状態に至るまでの6つの段階に分類し、各段階に応じた対策等を定めている。

このことから、市行動計画においては、県行動計画と同様、6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策を定めることとする。

国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部で決定される。また、県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、知事が判断することとなっている。

市における発生段階の移行については、県と協議し、市長が判断するものとする。

国、県が示す発生段階と状態、及びガイドラインにおける国、県及び市の役割分担については次のとおりであり、市における各段階の対策については後段で記述する。

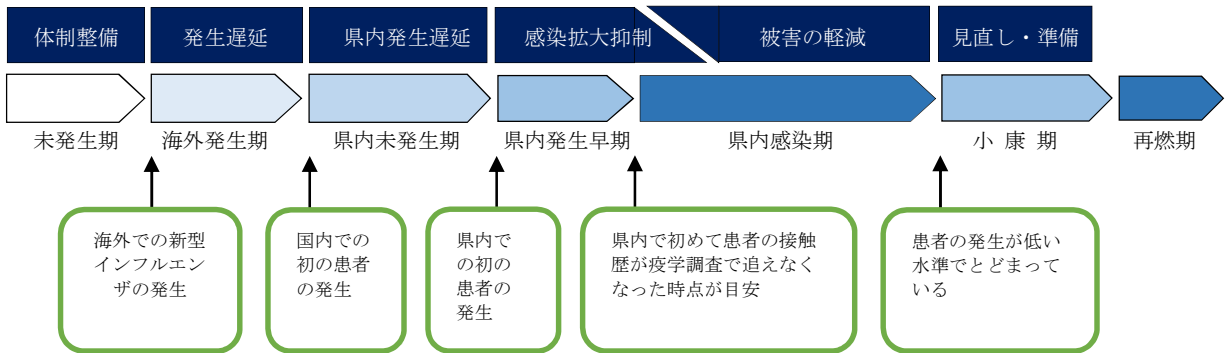
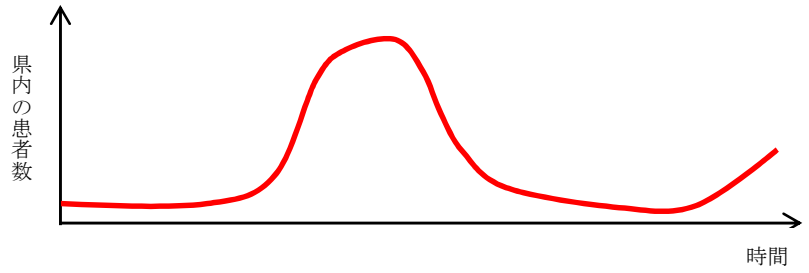
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

<市行動計画の発生段階と WHO のフェーズの対応表>

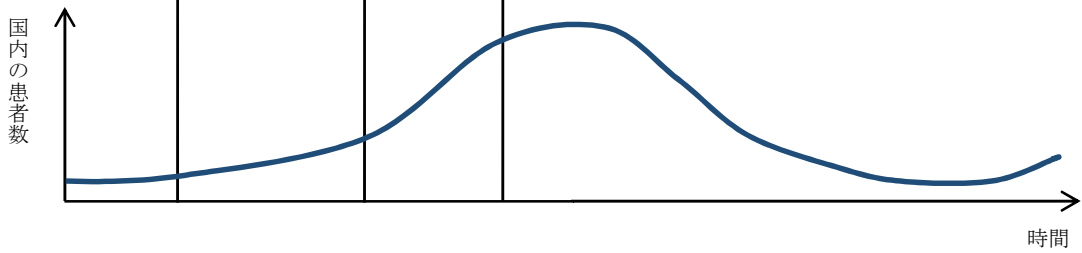
発生段階	状 態		WHO のフェーズ
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		フェーズ 1, 2, 3
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		フェーズ 4, 5, 6
県内未発生期	滋賀県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内発生早期	滋賀県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
県内感染期	滋賀県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少		
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		ポストパンデミック期

< 県及び国内における発生段階 >

滋賀県における発生段階



国内における発生段階



<国ガイドラインにおける役割分担>  
 (まん延防止、予防接種及び生活支援について抜粋)

まん延防止

分担	未発生期	海外発生期		国内発生期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●地域対策・職場対策の周知</li> <li>●衛生資器材等の供給体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内でのまん延防止対策の準備</li> <li>●感染症危機情報の発出等</li> <li>●在外邦人支援</li> </ul>	緊急事態ではない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請</li> <li>●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請</li> <li>●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に資する目安を示す</li> <li>●都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請</li> </ul>		●従来の計画を評価、第二波に備える。
			緊急事態の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点的感染拡大防止策の実施の検討、結論を得る。</li> </ul>		
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●地域対策・職場対策の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内でのまん延防止対策の準備</li> </ul>	緊急事態ではない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行う。(地域感染期には、患者対策及び濃厚接触者対策は実施しない。)</li> <li>●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請</li> <li>●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請</li> <li>●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請</li> </ul>		
			緊急事態の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要不急の外出自粛の要請等</li> <li>●施設の使用制限等の要請等(地域感染期には、患者数の増に伴い、地域における医療提供体制への負担が過大となり、適切な医療を受けられないことにより重傷者・死亡者数が増加する可能性が見込まれる特別な状況下において実施)</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力</li> </ul>					



予防接種

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
国	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンの研究開発を促進</li> <li>●プレパンデミックワクチンの原液の製造・備蓄（一部は製剤化）</li> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> <li>●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し、申請を受付け、登録を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●備蓄したプレパンデミックワクチンのうち、有効性が期待できるもののうち原液の製剤化の要請</li> <li>●厚生労働省（国立感染症研究所）はパンデミックワクチン製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じ、特定接種の実施を決定</li> <li>●基本的対処方針にて、総枠、対象、順位など具体的運用の決定</li> <li>●国家公務員の対象者に特定接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンを確保し、速やかに供給する。</li> <li>●特定接種の継続</li> <li>●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える。</li> </ul>
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●供給量の計画策定</li> <li>●必要に応じ輸入ワクチンを確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請</li> <li>●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等につき情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施について基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定</li> <li>●新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンを確保し、速やかに供給する。</li> </ul>	
県	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> <li>●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い再整備</li> </ul>	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul>		
市	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い再整備</li> </ul>	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施主体として速やかに接種できる体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種体制（医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団接種を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民接種の継続</li> </ul>		

生活支援（生活支援・埋火葬）

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	生活支援	●コールセンターの設置		●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援		
	埋火葬	●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援				
県	生活支援	●市町村に対し、必要な支援	●相談窓口の設置	●必要に応じて、都道府県の防災備蓄資材を市町村に配送		
	埋火葬	●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制の構築	●資器材等の備蓄	●情報の把握、資材等の確保	●火葬場経営者への可能な限り火葬炉の稼働要請、広域的な火葬体制の整備、遺体の保存対策、一時的な埋葬を考慮	
市	生活支援	●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討 ●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討	●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施 ●その他、必要と思われる住民支援			
		●新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握	●要援護者への支援			
	埋火葬	●死亡者増加を踏まえ、円滑な埋火葬のための体制整備（遺体保管場所等の確保）	●相談窓口の設置	●死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の準備開始	●火葬体制の整備 ●臨時遺体安置所の拡充 ●墓地埋葬法の手続きの特例に基づく埋火葬に係る手続き	

●従来の計画を評価、第二波に備える

## 6 各段階における対策

発生段階ごとに、状況や目的、対策の考え方、主要項目の個別の対策を実施する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として捉えるとともに、国が示す基本的対処方針等を踏まえて必要な対策を柔軟に選択し、実施する必要がある。

### 未発生期

状 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
対策の考 え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型インフルエンザ等はいづれ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県と連携し、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> <li>③ 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国及び県と連携を図り、継続的な情報収集を行う。</li> </ul>

#### (1) 実施体制

市は、特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。《市民部・健康福祉部》

また、市は、国、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。《全部局》

#### (2) 情報の収集及び提供

市は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前から新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を収集し、保健所等との連携のもと、市民、医療機関及び事業者等に対し、市ホームページ等の媒体を利用した的確な情報提供を行う。《健康福祉部》

適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に、保育所や幼稚園、学校等は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発生前から健康福祉部及び教育委員会は連携して、児童、生徒等に対して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。《健康福祉部、教育委員会》

また、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるため、国、県からの要請に基づき、相談窓口を設置する準備を進める。《健康福祉部》

#### (3) まん延防止

ア 個人における対策の普及

市、保育所、幼稚園、学校等及び事業者においては、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター（※草津保健所）に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の基本的な感染対策について理解促進を図る。《健康福祉部》

イ 地域、職場への対策の周知

個人での対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。《健康福祉部》

**(4) 特定接種の準備**

市は、国、県からの要請を受け、特措法第 28 条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制の構築を図る。《健康福祉部》

また、県及び市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。《健康福祉部》

**(5) 市民に対する予防接種の準備**

ア 市は、国、県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかに予防接種を受けるための体制の構築を図る。《健康福祉部》

イ 市は、円滑な接種の実施のために、国、県の技術的な支援を得て、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種を可能にするよう努める。《健康福祉部》

ウ 市は、国の技術的な支援を得て、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、保育所、幼稚園、学校等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。《政策調整部、総務部、健康福祉部、環境経済部、教育委員会》

エ 市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。《健康福祉部》

**(6) 市民生活及び経済の安定の確保**

ア 要援護者への生活支援

市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送等の対応等について、県と連携し、要援護者の把握に努めるとともに、その具体的対策な手続きを決めておくものとする。《政策調整部、市民部、健康福祉部》

市は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責任を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ対策等に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれのある世帯への具体的な支援体制の整備を進める。

イ 市の業務継続

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策、重要業務の継続や一部業務の縮小等について、事前準備を行う。《全部局》

ウ 火葬能力等の把握

市は、国及び県と連携し、守山野洲行政事務組合の火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、市域内における埋葬又は火葬を円滑に行うための体制を整備する。《環境経済部》

(7) 物資及び資材の備蓄

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄について、野洲市地域防災計画に定める備蓄品を備蓄するものとし、併せて新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、供給できるよう整備する。《市民部、健康福祉部》

## 海外発生期

状 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>・県内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>②対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集が国により行われる。市は、国及び県と連携し、情報収集を行う。</li> <li>③県内で発生した場合には、県が実施する県内におけるサーベイランス等の情報を収集する。</li> <li>④海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。</li> </ul>

### (1) 実施体制

市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国、県からの情報をもとに、必要に応じて市対策本部を設置し、今後の対策を検討する。《全部局》

市は、国の示す基本的対処方針等に基づき、現在における発生の状況、国内で発生した場合による対策等について情報を共有する。《全部局》

### (2) 情報の収集及び提供

海外での発生状況、国、県における現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等について、市民、医療機関等に対し、市ホームページ等の媒体を活用して分かりやすく情報を提供し、注意喚起を行う。《政策調整部、健康福祉部》

また、国、県からの要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する。《健康福祉部》

### (3) まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。《健康福祉部》

イ 地域、職場への対策の周知

個人での対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。《政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部》

### (4) 特定接種の実施

市は、国において示される基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を実施する。《総務部、健康福祉部、環境経済部》

#### (5) 市民に対する予防接種の準備

ア 市は、国、県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかに予防接種を受けるための体制の準備を行う。《健康福祉部》

イ 市は、国、県からの要請を受け、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。《健康福祉部》

ウ 市は、ワクチンの種類や有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民に対し積極的に情報提供を行う。《政策調整部、健康福祉部》

#### (6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

市は、県内発生早期に備え、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援について準備を行う。《市民部、健康福祉部》

イ 火葬能力等の把握

市は、国及び県と連携し、守山野洲行政事務組合の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。《市民部、健康福祉部、環境経済部》

## 国内発生早期（県内未発生期）

状 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国内での新型インフルエンザ等発生状況を的確に把握するため、国及び県と連携し、継続的な情報収集を行う。</li> <li>②新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等について、情報収集を行う。</li> <li>③海外及び国内での発生状況について市民に注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。</li> </ul>

### （１）実施体制

市は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、市対策本部を設置し、発生の状況、国、県における対策等について情報を共有するとともに、県内発生早期における対策等について協議、検討する。《全部局》

また、国においては、新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、特措法の規定に基づき緊急事態宣言がされ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間及び実施すべき区域等が定められる。

この場合において、市は速やかに市対策本部を設置し、県内発生早期における対策を協議、実施する。《全部局》

### （２）情報の収集及び提供

市は、国や県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等に関する国内外の情報を収集し、発生状況や国、県における対策、県内発生早期に必要な対策等について、市民、医療機関等に対し、市ホームページ等の媒体を活用して分かりやすく情報を提供し、注意喚起を行う。

特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法等）について周知を行う。

また、保育所、幼稚園、学校等や職場での感染対策についての情報を提供する。《政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、教育委員会》

引き続き市は、市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する。《政策調整部、健康福祉部》

### （３）まん延防止

県内でのまん延防止対策として、国、県からの要請を受け、市民、事業者、福祉施設等に対し、基本的な感染対策等を勧奨する。

また、必要に応じ、市民に対し可能な限り発生地域への外出を控えるよう理解促進を図る。《政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、教育委員会》



#### (4) 特定接種の実施

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、集団的接種を行うこと基本として、本人の同意を得て引き続き特定接種を実施する。《総務部、健康福祉部、環境経済部》

#### (5) 市民に対する予防接種の準備

ア 市は、国、県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかに予防接種を受けるための体制の準備を行う。《健康福祉部》

イ 市は、国、県からの要請を受け、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。《健康福祉部》

ウ 緊急事態宣言がされている場合、市民に対する予防接種については、市は国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種を実施する。《健康福祉部》

#### (6) 市民生活及び経済の安定の確保

##### ア 要援護者への生活支援

市は、県内発生早期に備え、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援について準備を行う。《市民部、健康福祉部》

##### イ 遺体の火葬、安置

市は、国及び県と連携し、守山野洲行政事務組合の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう引き続き準備を行う。《市民部、健康福祉部、環境経済部》

## 県内発生早期

状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>・感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>②県内感染期への移行に備えて、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>③市民への予防接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ul>

### (1) 実施体制

国において緊急事態宣言がされていない場合における市の体制については、県内未発生期と同様とするが、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、市が実施すべき必要な対策を協議、実施する。《全部局》

### (2) 情報の収集及び提供

市は、市民、事業所等に対し、県内外の発生状況と国、県及び市における具体的な対策について、市ホームページ等の媒体を活用して分かりやすく情報を提供し、注意喚起を行う。

特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）について周知を行う。

また、保育所や幼稚園、学校等の臨時休業や集会等の自粛等、県内での感染対策についての情報を提供する。《政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、教育委員会》

引き続き市は、市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する。《政策調整部、健康福祉部》

### (3) まん延防止

市は、国、県からの要請を受け、市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等について、基本的な感染対策等を勧奨する。

また、事業所に対しては、感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。

さらに、ウイルスの病原性等を踏まえ、必要に応じて、保育所、幼稚園、学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。《政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、教育委員会》

なお、緊急事態宣言がされている場合においては、県は特措法第45条第1項等に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、保育所（園）、学校等に対し、施設の使用制限の要請を行うこととしている。

#### (4) 市民に対する予防接種の実施

市は、国が基本的対処方針に示す市民への予防接種順位を踏まえ、国や県、医療関係者等の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施するとともに、接種に関する情報を市民に対して提供する。

また、接種の実施に当たり、国及び県と連携し、保健所、市健康福祉センター、学校やコミュニティセンター等の公的な施設を活用するか、医療機関に委託する等により、接種会場を確保し、原則として市の区域内に居住する市民を対象に集団的接種を行うものとする。

なお、緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。《健康福祉部》

#### (5) 市民生活及び経済の安定の確保

##### ア 要援護者への生活支援

市は、県の要請を受け、必要に応じ、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援を実施する。

また、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、食事の提供等）を行う。《市民部、健康福祉部》

##### イ 火葬能力等の把握

市は、県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう引き続き準備を行う。《市民部、健康福祉部、環境経済部》

##### ウ 水の安定供給、下水処理の安定

緊急事態宣言がされている場合においては、水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水の安定的かつ適切な供給、安定した下水処理のために必要な措置を講ずる。《環境経済部》

##### エ 生活関連物資等の安定供給

市は、市民に対し、食料品や生活必需品等生活関連物資の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかける。

また、緊急事態宣言がされている場合においては、国、県及び市は、市民生活及び経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう調査等を行うとともに、必要に応じ市民からの相談や情報収集を行う。《政策調整部、市民部、環境経済部》

## 県内感染期

状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康被害を最小限に抑える。</li> <li>・市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</li> <li>②状況に応じた感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>③欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動をできる限り継続させる。</li> <li>④状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul>

### (1) 実施体制

国において緊急事態宣言がされていない場合における市の体制については、県内発生早期と同様とするが、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、市が実施すべき必要な対策を協議、実施する。《全部局》

なお、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を必要に応じて活用する。《政策調整部》

### (2) 情報の収集及び提供

市は、市民、事業所等に対し、県内外の発生状況と国、県及び市における具体的な対策について、市ホームページ等の媒体を活用して分かりやすく情報を提供する。

特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、保育所や幼稚園、学校等の臨時休業や集会等の自粛等、県内での感染拡大防止策についての情報を提供する。

また、社会活動の状況についても情報を提供する。《政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、教育委員会》

引き続き市は、市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する。《政策調整部、健康福祉部》

### (3) まん延防止

市は、国、県からの要請を受け、市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等について、基本的な感染対策等を強く勧奨する。

また、事業所に対しては、感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。

さらに、ウイルスの病原性等を踏まえ、必要に応じて、保育所、幼稚園、学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。《政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、教育委員会》

また、緊急事態宣言がされている場合においては、県は、特措法第45条第1項等に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外

出しないことや、保育所（園）、学校等に対し、施設の使用制限の要請を行うこととしている。

#### （４）市民に対する予防接種の実施

市は、緊急事態宣言がされていない場合は、県内発生早期と同様に、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施するとともに、接種に関する情報提供を市民に対して行うものとする。

また、接種の実施に当たり、国及び県と連携し、市健康福祉センター、学校やコミュニティセンター等の公的な施設を活用するか、医療機関に委託する等により、接種会場を確保し、原則として市の区域内に居住する市民を対象に集団的接種を行うものとする。

なお、緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する。《健康福祉部》

#### （５）市民生活及び経済の安定の確保

##### ア 要援護者への生活支援

市は、県の要請を受け、必要に応じ、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援を行う。

また、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、食事の提供等）を行う。《市民部、健康福祉部》

##### イ 埋葬、火葬の特例等

市は、緊急事態宣言がされている場合、国、県の要請を受け、可能な限り守山野洲行政事務組合の火葬場の火葬炉を稼働するよう要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設を確保するものとする。《環境経済部》

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、緊急の必要があると認めるときは、市以外の市町長による埋葬又は火葬の許可等の手続きの特例を定めるものとし、県は、墓地、火葬場等の情報を広域的に収集し、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。《環境経済部》

##### ウ 水の安定供給、下水処理の安定

緊急事態宣言がされている場合においては、水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水の安定的かつ適切な供給、安定した下水処理のために引き続き必要な措置を講ずる。《環境経済部》

##### エ 生活関連物資等の安定供給

市は、市民に対し、食料品や生活必需品等生活関連物資の購入に当たり、消費者としての適切な行動を引き続き呼びかける。

また、緊急事態宣言がされている場合においては、国、県及び市は、市民生活及び経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう引き続き調査等を行うとともに、必要に応じ市民からの相談や情報収集を行う。《政策調整部、市民部、環境経済部》

## 小康期

状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li> <li>・ 大流行は一旦終息している状況</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材等、第一波による社会・経済への影響から早急に回復を図る。</li> <li>② 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>④ 第二波の流行による影響を軽減するため、市民への予防接種を進める。</li> </ul>

### (1) 実施体制

国において緊急事態措置の必要がなくなった場合は、緊急事態解除宣言が行われる。市は、この緊急事態解除宣言を受け、市対策本部を解散する。《全部局》

### (2) 情報の収集及び提供

市は、国において緊急事態措置の必要がなくなり、緊急事態解除宣言が行われ、国内での感染が小康状態となったこと等について、市民への情報提供を行うとともに、第一波は終息したものの、第二波の可能性やそれに備えることの必要性について、併せて情報提供を行う。《全部局》

また、状況を見ながら、国、県からの要請に基づき、相談窓口体制を縮小する。《政策調整部、健康福祉部》

### (3) 市民に対する予防接種の実施

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

なお、緊急事態宣言がされている場合は、流行の第二波に備え、必要に応じ、県の協力を得て、特措法第46条の規定に基づく予防接種を進める。《健康福祉部》

### (4) 市民生活及び経済の安定の確保

市は、市民に対し、食料品や生活必需品等生活関連物資の購入に当たり、消費者としての適切な行動を引き続き呼びかける。

事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。《政策調整部、市民部、環境経済部》

## 7 新型インフルエンザに関する各種対策業務一覧

部	所属名	新型インフルエンザ対策業務
	議会事務局	① 議員への個人予防・防護方法の啓発 ② 議員の新型インフルエンザ感染状況の把握 ③ 議員への状況報告・連絡調整 ④ 議員へ市長勧告の発令周知 ⑤ 議員へ非常事態宣言の発令周知
	監査委員事務局	① 他課等の応援
	会計課	① 他課等の応援
政策調整部	企画調整課 地域戦略室 財政課	① 感染対策関係予算等の確保 ② 他課等の応援
	広報秘書課	① 来訪者との面談における感染予防策の徹底 ② 市長、副市長の出席行事予定の変更・縮小 ③ 市対策本部の設営協力 ④ 市民への予防・防護対策（咳エチケット、食料備蓄等）の広報 ⑤ 感染の防止・拡大に関する情報の収集、伝達 ⑥ 報道機関との連絡、調整 ⑦ 発生地域への旅行自粛の広報 ⑧ 記者会見の定期的な実施 ⑨ 最新情報の提供 ⑩ 市民へのメッセージ発信によるパニック防止 ⑪ 市長・副市長の交替勤務体制の確立 ⑫ 他課等の応援
総務部	総務課 人事課	① 職員への予防・防護対策の啓発 ② 職員のインフルエンザ感染状況の把握 ③ 市の業務継続計画の取りまとめ ④ ワクチンの接種優先対象職員名簿の作成 ⑤ ワクチンの接種計画の策定及び優先接種対象職員への接種の実施（健康推進課と連携） ⑥ 職員に対する専門研修の実施（対策会議の決定による。） ⑦ 庁舎等の警備及び車両の確保 ⑧ 庁舎内の感染予防策の実施
	税務課 納税推進課	① 他課等の応援
	人権施策推進課	① 他課等の応援
	人権センター	① 人権センターの感染防止対策 ② 他課等の応援
	市民交流センター	① 市民交流センターの感染防止対策 ② 中主児童館の感染防止対策 ③ 地域住民の感染状況の把握 ④ 他課等の応援
	野洲地域総合センター	① 野洲地域総合センターの感染防止対策 ② 野洲児童館の感染防止対策 ③ 地域住民の感染状況の把握 ④ 他課等の応援
	情報システム課	① 他課等の応援

市民部	市民課 市民生活相談課 市民サービスセンター	① 来訪者に対する情報提供・啓発・感染予防の協力要請 ② 新型インフルエンザによる死亡届の受理と市対策本部への報告
	協働推進課 市民活動支援センター	① 自治会への情報提供 ② 来訪者に対する窓口での情報提供 ③ 各コミュニティセンターの感染防止対策
	生活安全課	① 市対策本部の設営及び本部員等の召集 ② 市対策本部の進行及び運営 ③ 対策会議の進行及び運営 ④ 関係機関等との連絡調整 ⑤ 感染拡大情報の収集、伝達 ⑥ ライフライン供給保持等の連絡調整 ⑦ 警察・消防との連携 ⑧ 災害用非常食の備蓄と供給体制の整備 ⑨ 感染防止用防護衣等の備蓄と供給体制の確保 ⑩ 地域安全センターの感染防止対策 ⑪ 地域公共交通の感染防止対策 ⑫ 職員交代制による市対策本部継続体制の確保
健康福祉部	社会福祉課	① 在宅要援護者の把握と見回り ② 保護を要する児童の対策 ③ 関係団体等の連絡調整 ④ 在宅要援護者の有症者に対する食料、日用品の供給（生活安全課と連携） ⑤ 他課等の応援
	障がい者自立支援課 地域生活支援室	① 障害者施設（居住系）における感染防止対策の徹底 ② 障害福祉サービス（訪問系）における感染防止対策の徹底 ③ 情報入手困難な障がい者への情報提供 ④ 障害福祉サービス提供事業所への要請 ⑤ 日中活動系サービスの休止要請と休止に伴う対応準備 ⑥ 障がい者の感染状況の把握 ⑦ サービス提供事業所職員の感染状況の把握 ⑧ 必要業務・休止業務の峻別 ⑨ 日中活動系サービス中止の対応 ⑩ 障害福祉サービス（訪問系）低下への対応
	発達支援センター	① 発達支援センターの感染防止対策
	こども課 児童館 子育て家庭支援課 家庭児童相談室	① 保育園、幼稚園、児童館等での感染防止対策 ② 保育園、幼稚園、児童館等での児童の感染状況の把握 ③ 職員への予防、防護対策の啓発・実施 ④ 感染拡大時の保育園、幼稚園、児童館等の閉鎖 ⑤ 学童保育所の閉鎖 ⑥ 他課等の応援
	子育て支援センター	① 子育て支援センターの感染防止対策 ② 他課等の応援
	保険年金課	① 他課等の応援
	高齢福祉課	① 老人福祉施設の感染防止対策及び休止（閉鎖）の要請 ② 施設職員の感染状況の把握 ③ 必要業務・休止業務の峻別
	地域包括支援センター	① 地域包括支援センターの感染防止対策



		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 一般高齢者の感染状況の把握</li> <li>③ 一般高齢者に対する在宅支援</li> </ul>
	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市対策本部の設営及び本部員等の召集協力</li> <li>② 市対策本部の進行及び運営協力</li> <li>③ 対策会議の進行及び運営協力</li> <li>④ 関係機関等との連絡調整</li> <li>⑤ 感染拡大情報の収集、伝達</li> <li>⑥ 保健事業（健診・予防接種等）の休止</li> <li>⑦ 市民への情報提供・啓発・感染予防協力依頼</li> <li>⑧ 市民への医療機関情報の提供</li> <li>⑨ 相談窓口の設置</li> <li>⑩ 職員交替体制の検討・実施</li> <li>⑪ 保健所との連携（積極的疫学調査協力）</li> <li>⑫ 医師会、薬剤師会、医療機関等の連絡調整</li> <li>⑬ 県との連携によるワクチン接種体制の確保、情報提供、接種準備接種の実施</li> <li>⑭ 県との抗インフルエンザウイルス薬の投与等の連携</li> <li>⑮ 県の消毒命令に基づく消毒作業</li> <li>⑯ 県と調整して医療体制の確保</li> <li>⑰ 職員交代制・支援体制の確保</li> <li>⑱ 市民の心身のケアに対応</li> </ul>
都市建設部	都市計画課	① 他課等の応援
	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市営住宅の感染防止対策</li> <li>② 他課等の応援</li> </ul>
	道路河川課 国県事業対策室	① 他課等の応援
環境経済部	環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① し尿、廃棄物の処理体制の確保</li> <li>② 廃棄物等の減量化、適正排出に関する市民啓発</li> <li>③ 感染拡大に伴う遺体処理の準備</li> <li>④ 火葬体制の強化・拡充方法の確認</li> <li>⑤ 遺体の安置及び火葬、埋葬</li> </ul>
	野洲クリーンセンター 野洲クリーンセンター整備室 蓮池の里処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみ等の収集・処理体制の確保</li> <li>② ごみの減量化の推進及び徹底</li> </ul>
	農林水産課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 鳥インフルエンザに関する市対策本部への情報提供</li> <li>② 高病原性鳥インフルエンザの動向の監視</li> <li>③ 飼育鳥、野鳥等の不審死の対応</li> <li>④ 他課等の応援</li> </ul>
	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業等の事業活動自粛の要請</li> <li>② 市内小売業団体の協力要請</li> <li>③ 商工会等経済団体との物流安定に係る協力要請</li> <li>④ 企業における新型インフルエンザ対策の把握と連携</li> <li>⑤ 旅行事業者・宿泊施設への情報提供</li> <li>⑥ 観光客への情報提供</li> <li>⑦ 観光施設への情報提供</li> <li>⑧ 行事主催者への情報提供</li> <li>⑨ 企業等への就業制限の要請</li> </ul>

		⑩ 他課等の応援
	上下水道課	① 上下水道関係事業者に対する感染防止対策 ② 水道利用者へ安全性についての情報提供 ③ 職員の感染予防の徹底 ④ 要員確保の準備 ⑤ 水源地の衛生管理、配水供給体制の確保 ⑥ 水質監視体制の強化と残留塩素濃度の確認 ⑦ 水道供給機能の維持に係る要員の確保 ⑧ 水源池内作業等の制限・禁止 ⑨ 他課等の応援
教育委員会	教育総務課	① 小・中学校施設における予防・防護対策の実施 ② 他課等の応援
	学校教育課	① 小・中学校、幼稚園内の感染状況の把握、報告 ② 職員への予防、防護対策の啓発・実施 ③ 新型インフルエンザが疑われる症状がある幼児児童生徒への受診指導 ④ 小・中学校、幼稚園の感染拡大時の臨時休業措置 ⑤ 保健所及び県教育委員会への連絡・連携 ⑥ 小・中学校、幼稚園閉鎖中の教育体制の確保 ⑦ 流行地域又はその周辺地域からの転出入幼児児童生徒の対応 ⑧ 他課等の応援
	教育研究所	① 他課等の応援
	学校給食センター	① 学校給食センターの感染防止対策 ② 調理従事者の感染防止・衛生管理の徹底 ③ 他課等の応援
	ふれあい教育相談センター	① ふれあい教育相談センターの感染防止対策 ② 他課等の応援
	生涯学習スポーツ課 スポーツ施設管理室 文化ホール 総合体育館	① 文化体育施設等の閉鎖 ② 他課等の応援
	野洲図書館	① 図書館の閉鎖 ② 他課等の応援
	人権教育課	① 他課等の応援
	文化財保護課	① 文化財施設の閉鎖 ② 観光客への情報提供 ③ 他課等の応援
	歴史民俗博物館	① 銅鐸博物館、弥生の森歴史公園の閉鎖 ② 観光客への情報提供 ③ 他課等の応援

### 特定接種の対象となり得る業種・職種について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

#### (1) 特定接種の登録事業者

##### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、  
B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	医療用医薬品の生産	同上
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	同上	〃
医療機器 (修理業・販売業・賃貸業)	B-2 B-3	医療機器 (修理業・販売業・賃貸業)	医療機器の販売	〃
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器 (製造販売業・製造業)	同上	〃
ガス業	B-2 B-3	ガス業	ガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	通貨及び金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	旅客運送及び緊急物資の運送	同上
水運業	B-2 B-3	外抗海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の運送業務	国土交通省
通信業		固定電気通信業 移動電気通信業	通信の確保	総務課
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	旅客の運送	同上

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送事業	国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	郵便の確保	総務省
映像・音声・文字 情報制作業	B-3	新聞業	国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	石油製品（LP ガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	石油製品の製造	同上
熱供給業	B-4	熱供給業	熱供給	//
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	同上
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	LPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
同上	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処理	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	1	内閣官房
政府対策本部の事務	1	同上
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	1	〃
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	1	〃
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり。 ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	1	同上
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	1	—
都道府県対策本部の事務	1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	1	—
市町村対策本部の事務	1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	1	—
国会の運営	1	—
地方議会の運営	1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる  
国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	1 2	警察庁
救急 消火、救助等	1 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	1 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	1 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務



## 関係用語説明

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1（ソ連型）、A/H3N2（香港型）というのは、これらの亜型を指している。）

### ○ 疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。（感染症法第15条に基づく調査をいう。）

### ○ 感染経路

一般的に病原体の感染経路として、下記があげられる。

#### ・ 接触感染

皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路を指す。

#### ・ 飛沫感染

病原体を含んだ大きな粒子（1000分の1ミリを単位とする5ミクロンより大きい飛沫）が飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することにより発生する。飛沫は咳・くしゃみ・会話などにより生じ、飛沫は空気中を漂わず、空気中で短距離（1～2メートル以内）しか到達しない。

#### ・ 空気感染

病原体を含む小さな粒子（5ミクロン以下の飛沫核）が拡散され、これを吸い込むことによる感染経路を指す。飛沫核は空気中に浮遊するため、この除去には特殊な換気（陰圧室など）とフィルターが必要になる。

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（内科、小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

### ○ 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。

ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○ 高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる。ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち、感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染するのは、一般的に病鳥と近距離で接近した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染報告はない。

## ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。

特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

## ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され、世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

## ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○ 致命率

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。

元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが、種差を超えて鳥から人へ

感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ **濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。

発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ **発病率**

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合

○ **パンデミック**

感染症の世界的大流行をいう。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ **病原性**

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。

なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

○ **フェーズ**

世界保健機関（WHO）のパンデミックフェーズの定義に準じた分類のこと。

○ **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥-ヒト感染の患者又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在は H5N1 亜型を用いて製造）

## 野洲市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 12 月 25 日  
条例第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、野洲市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 野洲市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 野洲市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

3 野洲市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。